

持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領

〔 制 定 29 食産第 5498 号
平成 30 年 3 月 29 日
農林水産省食料産業局長通知 〕

改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5309 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日 元食産第 5937 号
改正 令和 3 年 3 月 29 日 2 食産第 6782 号

第 1 目的

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の I の 1 の（2）の持続可能な循環資源活用総合対策事業は、実施要綱及び農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4051 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 2 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第 3 の 1 の（1）の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第 5 の 1 の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）第 3 の 1 の（2）の事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体

（3）第 3 の 1 の（3）の事業

都道府県、市町村、第三セクター、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体

(4) 第3の2の事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会及び特認団体

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式2を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 循環資源活用対策事業

(1) 地域資源活用展開支援事業

ア 新規開拓型

農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーとしての利用について、課題を抱え取組が進まない農林漁業者や地方公共団体等に対し、専門家による相談対応や出前指導等を行い、これらの取組成果を取りまとめ、報告書を作成する。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 発展サポート型

農林漁業者等が地域内の資源を活用した再生可能エネルギー発電を自らの施設や地域内での利用、農林漁業者と地域新電力等の連携により活用するため、地域の実態調査、関連事業者とのマッチング、情報発信、学識経験者や農林漁業者等で構成される検討会の設置等、地域内活用の体制構築に向けた取組を行い、これらの取組成果をとりまとめ、報告書を作成する。

（補助対象経費）

委員等謝金・旅費、事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、調査員手当・旅費、賃金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

ウ 先進情報バンク活用型

バイオマス産業都市（以下「産業都市」という。）における先進的な取組を横展開し、他地域での事業化に資する有用な情報（各種写真、イニシャル・ランニングコスト、プラントメーカー名、設計・施工業者名、事業の経営状況、経済波及効果、事業運営上の課題、事業の成功要因など）を、書面で行うアンケート調査や聞き取り調査のほか、産業都市間のネットワーク化及び推進体制強化のため、産業都市に選定された地域、関係府省及び民間企業等で構成される産業都市推進協議会を活用して収集する。

収集した情報から、付加価値の高い情報を抽出・分析（情報の正確性や妥当性、コストや波及効果等の数値の算出方法等の評価、セキュリティ上の取扱など）するとともに集約し、報告書として取りまとめ、WEB閲覧を前提とした情報量や情報精度の横並び、統一性を考慮した整理・体系化した情報バンクを作成する。

作成した情報バンクを地図表示や写真併用するなど、容易に検索、情報収集できるよう工夫したホームページを作成する。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び委託料（コンサルタント等）

（２）営農型太陽光発電システムフル活用事業

ア 検討会の開催

営農型太陽光発電で発電した電気を自らの農業経営の高度化に利活用するモデルの構築に向け、学識経験者、発電事業者、農業関係者等で構成される検討会を設置し、イの取組から得られた調査結果を踏まえ、電気の利活用に当たっての課題や対応策の検討を行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、資料代、通信運搬費及び消耗品費

イ 電気の自家の利活用の実証調査

営農型太陽光発電設備の下部において、電動農業機械等※を用いた農業に活用する取組の実証調査を実施し、発電量、消費電力量の調査、労働時間や使用燃料の増減、収穫物への影響（収量、品質）等の各種調査を行う。

また、これらの調査データの整理に当たっては、取組の効果が検証できるよう、比較可能なデータも併せて整理する。

なお、調査に当たっては適宜、アの検討会の委員の意見を聴取、反映しながら事業実施する。

※電動農業機械等を取得した場合は、事業終了後、実証ほ場が存する地域で有効利用することで、電気の利活用の取組の普及に努めること。

（補助対象経費）

専門員等手当・旅費、調査員等賃金、委託費、印刷製本費
消耗品費、通信運搬費、農業機械費（農業経営の高度化のため
の電動農業機械に限る）、電気関連設備費（発電そのものに
要する設備以外の電気の自家利用に必要な設備に限る）、
機器リース料、借地料及び資材購入費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

なお、報告書には前年度の実証調査報告も踏まえた、電気を農業へ
自家利用するための農業者向けの手引きの素案を含むものとする。

（補助対象経費）

印刷製本費

（３）事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

事業系食品廃棄物の下水処理場バイオガス化施設への導入（以下「混
合利用」という。）に向けて以下の調査を行う。

ア 実現可能性調査

混合利用の実現可能性を確認するとともに、食品関連事業者の経済
性評価、課題等を整理するため、以下の調査を行う。

（ア）経済性の検討

混合利用に必要な費用（下水処理場において分別・破碎等を行う
前処理施設の導入や事業系食品廃棄物の収集・運搬など）及び混合
利用による効果（エネルギー利用による増収など）を算出し、経済
性について検討する。

（イ）課題・対応策の検討

食品関連事業者、下水道事業者、地方公共団体等関係者への聞き
取り等による課題の抽出、情報収集を行い、アの（ア）及びイより
得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び食品廃棄物導入の有
効性の検討を行う。

（補助対象経費）

関係者謝金、通信運搬費、委託費、消耗品費及び調査研究員等旅費
・手当

イ 実証調査

食品廃棄物の投入前に行う分別について、分別機械を用いた実証調
査等を実施し、混合利用による効果の検証及び課題や対応策を検討す
る。

（補助対象経費）

関係者謝金、サンプル提供費、性状分析費、調査研究員等旅費・手
当、委託費、通信運搬費、消耗品費、実証調査費

ウ 報告書作成

アからイまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(補助対象経費)

印刷製本費

2 食品ロス削減等推進事業

(1) 納品期限の見直し事業

納品期限の見直しに取り組む企業の拡大のため、以下の取組を行う。

ア 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、納品期限の見直しに取り組む企業の拡大や品目の拡大に向けて、今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 調査研究

アの検討を行うため、納品期限の見直しに取り組む企業の拡大等に向けて、食品関連事業者の動向の把握、データ収集・分析等の各種調査やこれらを踏まえたセミナーの開催を行う。

(補助対象経費)

調査研究員等手当・旅費、講師謝金・旅費、協力謝金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、集計整理等賃金、情報発信費、消耗品費及び資料購入費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

(2) 適正発注の推進事業

フードチェーン全体の食品ロス削減のための適正発注の推進について、以下の取組を行う。

ア 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、販売機会の損失、過剰生産、過剰在庫が生み出されないような小売業等の適正発注の推進について、今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 調査研究

アの検討を行うため、小売業等の販売機会損失を防ぐための措置(欠品に対する取扱いを含む。)と食品ロスの関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、集計整理賃金、印刷製本費、通信運搬費、機器等借上費、消耗品費及び資料購入費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

（補助対象経費）

印刷製本費

（３）優良者表彰の開催事業

食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー等の優れた取組を表彰するため、以下の取組を行う。

ア 審査委員会等の実施

食品産業の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー等に関する知識・経験を有する専門家等で構成される審査委員会を設置し、表彰者の選定を行うとともに、表彰事業の企画運営を行い取組の成果を取りまとめ報告書を作成する。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、審査委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

イ 優良者表彰式の開催

優良者の表彰式を開催するとともに、インターネット等を活用して表彰事例の情報提供を行う。

（補助対象経費）

事務局員手当・旅費、補助員手当・旅費、講師謝金・旅費、受賞者等出席旅費、表彰式運営費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

（４）フードバンク活動マッチング支援事業

ア 検討会の開催

食品関連事業者等の未利用食品の提供者（以下「提供者」という。）、フードバンク活動団体、社会福祉法人等の未利用食品の受入者（以下「受入者」という。）等で構成される検討会を設置し、提供者の供給情報と受入者の需要情報等を一元的に管理できるマッチングシステムの実証及び構築に向けた具体的方策等の検討・取りまとめを行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ マッチングシステム構築

提供者の供給情報と受入者の需要情報、フードバンク活動団体に提供された食品の取扱い過程や結果等を一元的に管理できるマッチングシステムを構築する。なお、システムの構築に当たっては、全国的な利用を想定して、活動形態の異なるフードバンク活動団体が容易に活

用し得るよう、汎用性や廉価性の確保に留意するものとする。

（補助対象経費）

システム設計費、補助賃金、マニュアル作成費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

ウ 実証・調査

提供者による未利用食品の提供、フードバンク活動団体における受入・管理・調整・提供、受入者による受入等のマッチングシステムを活用した実証を行い、システムの有効性や課題等について調査を行った上で、評価及び改善検討を行う。実証に参加するフードバンク活動団体は、少なくとも5団体とし、提供者から食品を受け取る方法や、受入者への未利用食品を提供する方法が異なる団体が含まれることとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、調査研究員等手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

エ 報告書の作成

アからウまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

（補助対象経費）

印刷製本費

（５）寄附金付き未利用食品モデル構築事業

ア 寄附金付き未利用食品販売の実証・調査

（ア）実証

小売業等において、食品ロス削減につながる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動に寄附する取組の実証を行う。実証における寄附金付きでの販売は、消費期限又は賞味期限が間近となった日配品の商品の見切り品を含め、品目の異なる複数の商品により行うこととする。

（イ）調査

上記（ア）を通じて、寄附金付きでの販売に対する消費者の購買意欲及び寄附金付きでの販売による当該商品の廃棄量・売上への影響並びに寄附金付きで販売を行う事業者への効果等について、数値により把握する調査を行う。また、当該調査による数値については、取組の効果が検証できるよう、寄附金付きで販売しない場合との比較が可能となるよう整理する。

なお、調査に当たっては適宜、イの検討会の委員の意見を聴取する。

（補助対象経費）

調査研究員等手当・旅費、補助賃金、調査協力謝金、委託費、通信運搬費及び消耗品費

イ 検討会の開催

小売業等において、食品ロス削減につながる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動に寄附する仕組みの構築を目的として、学識経験者、食品関連事業者、フードバンク活動団体等で構成される検討会を設置し、アの実証の結果を踏まえ、全国的な普及に当たっての課題や改善策の検討を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、委託費、通信運搬費及び消耗品費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から令和4年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 第3の1の(1)の事業(ウを除く。)

- (1) 事業実施主体が農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーに関する専門的知見及び経験を十分に有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 第3の1の(1)のウの事業

- (1) 事業実施主体が農山漁村におけるバイオマスの利活用に関する専門的な知見及び経験を十分に有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

3 第3の1の(2)の事業

- (1) 事業実施主体が営農型太陽光発電事業並びに農業経営に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

4 第3の1の(3)の事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が下水処理施設を管理している団体であること又は地域循環資源のバイオガス事業に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

5 第3の2の事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の(1)及び(2)の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの(内容の変更がないものに限る。)は、その添付を省略できるものとする。

- (2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式3により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 交付要綱別表1のIの1の(2)の持続可能な循環資源活用総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

(3) 国庫補助費の増

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式1の別添1-1の(8)若しくは別添1-2の(7)の備考欄又は別添2の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載し、かつ資料を添付することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない(第3の1の(2)の事業を除く。また、第3の1の(3)の事業で事業実施主体が地方公共団体の場合を除く。)。

(1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式1)に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。なお、報告書は交付要綱第16の1の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 事業収益状況の報告

第3の2の(4)のフードバンク活動マッチング支援事業の事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、本事業に係る企業化(本事業終了後も、収益を伴う製品販売又はサービス提供等を行うことを目的に、本事業より得られた成果を利用して製品化、事業化等すること。以下同じ)、本事業で得られた成果に係る知的財産権(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいい、以下「本知的財産権」と総称する。)の譲渡及び本知的財産権を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じたとき(事業の一部を受託する団体(以下「受託者」という。)において収益が生じたときを含む。)は、発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年度、別記様式4により事業収益状況報告書を作成し、各年度終了後3月以内に

事業承認者に提出するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認めるときは、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第 10 収益納付

- 1 第 3 の 2 の（４）のフードバンク活動マッチング支援事業の事業実施主体は、本事業に係る企業化、本知的財産権の譲渡及び本知的財産権を利用する権利の設定等、事業を実施することにより当該事業実施主体又は受託者が相当の収益を得たと認められるときは、実施要綱第 8 の 2 の規定に基づき、交付された補助金の額を限度として、次の（１）及び（２）により算定した額を国庫に納付するものとする。

- （１）本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額＝ 収益の累計額 ×（補助金総額／企業化に係る総費用）－前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、本事業に係る企業化により得られた収入から当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費のうち補助対象外経費及び補助対象経費の自己負担額を含み、補助対象経費の補助金額を除く。）を差し引いた金額の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業に要した経費のうち補助対象外経費、補助対象経費の自己負担額及び企業化に要したその他の費用の合計額をいう。

- （２）本知的財産権の譲渡及び本知的財産権を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額＝ 収益の累計額 ×（補助金総額／補助事業に関連して支出された実証費又は開発費の総額）－前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、本知的財産権の譲渡又は本知的財産権を利用する権利の設定等により生じた収益額の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された実証費又は開発費の総額」とは、補助金総額、補助事業に要した経費のうち補助対象外経費、補助対象経費の自己負担額及び本知的財産権を得るために要した補助事業以外の実証費又は開発費の合計額をいう。

- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度及び事業終了年度の翌年度以降 5 年間とする。ただし、事業承認者は、特に必要と認められる場合にあっては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。
- 3 収益納付の期限は、農林水産大臣が納付を命じた日から 20 日以内とする。

第 11 権利の帰属

- 1 事業承認者は、本事業開始日までに、事業実施主体が次の（１）ないし（４）のいずれの規定も遵守する確認書を事業承認者に提出する場合、本知的財産権を事業実施主体から譲り受けないものとする。ただし、本事業に係る成果の著作物に係る著作権について、事業承認者による当該著作物の利用に必要な範囲内において、事業承認者が実施する権利及び事業承認者が第三者に実施を許諾する権利を、事業承認者に許諾したものとする。事業実施主体は、事業承認者及び事業承認者が実施許諾した第三者による実施について、著作者人格権を行使しない。また、事業実施主体は、当該著作物の著作者が事業実施主体以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとる。
 - （１）事業実施主体は、第 7 に定める事業実施状況等に係る報告書に、本事業を実施することにより得られた成果の詳細を記載すること。
 - （２）本知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物を創出した場合）には、遅滞なく事業承認者にその旨を報告すること。
 - （３）日本国政府の要請に応じて、事業承認者が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、本知的財産権を無償で利用する権利を、事業承認者に許諾すること。
 - （４）本知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、日本国政府の要請に応じて、事業承認者が本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求めるときは、本知的財産権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - （５）本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をしようとするときは、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。
- 2 受託者が得た本知的財産権は、受託者が 1 の（１）ないし（４）までの条件に従うことに同意する場合に限り、事業実施主体と受託者の協議により受託者に帰属させることができる。事業実施主体は、受託者との間で、自己が事業承認者に対して負担する義務と同様の義務を、受託者に負わせる契約を締結するものとする。
- 3 事業実施主体が前 2 項のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと事業承認者が認める場合には、事業実施主体は本知的財産権を無償で事業承認者に譲り渡さなければならない。
- 4 事業実施主体は、本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をする場合は、本条第 1 項及び第 3 項、第 9 条、及び第 10 条の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 417 号農林水産省食料産業局長通知）、食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 食産第 4567 号農林水産省食料産業局長通知）、農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5354 号農林水産省食料産業局長通知）及び地域バイオマス利活用推進事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 5757 号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 2 の規定による廃止前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 6、7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の承認
（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○○○（注 3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として、以下を添付すること。

① 地域資源活用展開支援事業

新規開拓型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1

発展サポート型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1

先進情報バンク活用型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1

② 営農型太陽光発電システムフル活用事業・・・・・・・・別添 1

③ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業・・・・・・・・別添 1

④ 食品ロス削減等推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添 2

（注 3）事業の内容の変更の承認申請の場合には、その変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）事業の中止又は廃止の承認申請の場合には、その理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の実施結果の

報告について」とし、地域資源活用展開支援事業及び事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業については、成果を取りまとめた報告書を添付すること及び食品ロス削減等推進事業については、別添2「第2 総括表」及び「第3 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添 1) (第 6、7 関係)

地域資源活用展開支援事業実施計画書、営農型太陽光発電システムフル活用事業、事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業実施計画書

事業 項目 名	第 3 の 1 の (1) に掲げる事業項目 ア 新規開拓型 イ 発展サポート型 ウ 先進情報バンク活用型 第 3 の 1 の (2) に掲げる事業 第 3 の 1 の (3) に掲げる事業 のいずれかを記載 (複数実施する場合はそれぞれ分けて記載・提出)
---------------	--

(1) 事業実施主体の概要		
※ 1 営業経歴 (沿革) など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性 (インターネットによる公表等) を示す内容を記載すること。 3 第 3 の 1 の (1) (ウを除く。) の事業は、農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーに関する専門的知見及び経験を十分に有していることが分かるように記載すること。 4 第 3 の 1 の (1) のウの事業は、農山漁村におけるバイオマスの利活用に関する専門的な知見及び経験を十分に有していることが分かるように記載すること。 5 第 3 の 1 の (2) の事業は、事業実施主体が営農型太陽光発電並びに農業経営に関する専門的知見及び経験を十分に有していることが分かるように記載すること。 6 第 3 の 1 の (3) の事業は、事業実施主体が下水処理施設を管理している団体であること又は地域循環資源のバイオガス事業に関する専門的知見及び経験を十分に有していることが分かるように記載すること。 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)		
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(2) 事業の実施体制

- ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。
- 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
- 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。
- 4 第3の1の(3)の事業については、下水処理施設管理者との連携体制が把握できるように記載すること。

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 事業目標

※事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。）

（第3の1の（1）の事業）

ア 新規開拓型

- ・農林漁業者等からの相談件数を●件以上とする。

イ 発展サポート型

- ・地域内の資源を活用した再生可能エネルギー発電を自らの施設での利用、地域内での利用及び農林漁業者と地域新電力等の連携により活用するなどの体制構築に向けた取組件数を●件以上とする。
- ・地域資源の地域内活用に関する情報発信を全国で●箇所以上開催する。

ウ 先進情報バンク活用型

- ・バイオマス産業都市における先進的な取組における有用な情報について●項目以上収集し、分析・集約する。
- ・バイオマス産業都市における先進的な取組についての情報収集として、書面で行うアンケート調査を●件以上、聞き取り調査を●件以上行う。

（第3の1の（2）の事業）

ア 検討会の開催

- ・モデルの構築に向けた検討会を●回、電気の利活用の課題と対応策の検討会を●回以上行い、課題に対する対応策を●件以上策定する。

イ 電気の自家の利活用の実証調査

- ・実証調査：●種以上の農業形態において実証調査する。

（第3の1の（3）の事業）

ア 実現可能性調査

- ・課題・対応策の検討：●件以上の課題に対して対応策を検討する。

イ 実証調査

- ・●種類以上の分別機械により実証調査や検討を行い、食品廃棄物中に含まれる発酵不適物の分別状況や破碎状況等を確認し、整理する。

(7) その他の効果

※その他見込まれる効果について記載すること。

なお、第3の1の（3）の事業は記載不要とする。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費				備 考
		国庫補助 金	自己負担	その他	
地域資源活用 展開支援事業 費 ア 新規開拓 型 イ 発展サポ ート型 ウ 先進情報 バンク活 用型 営農型太陽光 発電システム フル活用事業 事業系食品廃 棄物エネルギ ー利用対策調 査事業 (上記のいず れかを記載)					
計					

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 1 事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料
 - ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・ その他事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）
- 2 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 4 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添 2) (第 6、7 関係)

食品ロス削減等推進事業実施計画書

第 1 事業実施主体の概要

- ※ 1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。
2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。

過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無
(該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)

事業担 当者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(添付資料)

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が民間企業以外の者にあっては、定款及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

第2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表1のIの1の(2)の2の食品ロス削減等推進事業の項の経費の欄により記入すること。

第3 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 納品期限の見直し事業、適正発注の推進事業（共通）

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な目標等の記載例

- ・納品期限の見直し企業数●●社以上とする。
- ・適正発注についての食品関連事業者への調査件数を●●件以上とする。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 調査研究の実施

調査研究時期	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(2) 優良者表彰の開催事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

・表彰式の後に開催される事例発表会の満足度（5点満点）について、4点以上の参加者の割合を7割以上とする。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 審査委員会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 優良者表彰式の実施

実施時期	実施場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

④ 表彰事例集の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(3) フードバンク活動マッチング支援事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

・フードバンク活動団体における食品取扱量を前年対比で30%増加

・フードバンク活動団体における食品提供者数を前年対比で30%増加

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の実施

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

③ マッチングシステム構築

実 施 時 期	体 制	構 築 内 容	備 考

④ 実証・調査

実 施 時 期	体 制	実証・調査内容	備 考

⑤ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(4) 寄附金付き未利用食品モデル構築事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な目標等の記載例

- ・寄附付き商品の販売により、当該商品の食品ロスを前年対比で●%削減する。
- ・●種類の商品について寄附付き商品としての販売を行い、●（個数）を販売することにより、フードバンク活動団体に対して●円程度の寄附を行う。

② 実証・調査

実 施 時 期	体 制	実証・調査内容	備 考

③ 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

④ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

別記様式2（第2関係）

持続可能な循環資源活用総合対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員 数	資 本 金	年間販売 額	主 要 事 業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 3（第 6 関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者の役職及び氏名 殿

（事業承認者） 印

○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の承認
について

○年○月○日付け○○○○により申請のあった○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注）の規定に基づき、（変更又は中止若しくは廃止を）承認する。

（注）変更又は中止若しくは廃止の承認の場合は、「第 5 の 2」とする。

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度持続可能な循環資源活用総合対策事業収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があったフード
バンク活動マッチング支援事業について、農山漁村 6 次産業化対策事業実施
要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）
第 8 の 1 の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、知的財産権等の譲渡又は知的財産権等を利用する権
利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

- 2 本年度までに補助事業に関連して支出した費用の総額

円

- 3 補助金の確定額

令和 年 月 日付け 第 号確定

円

注 収益計算書等を添付すること。